

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コンプライアンス遵守による健全な経営を徹底し、ステークホルダーの皆様から高い信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの充実に図るとともに、市場の変化、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築することを重要な施策と位置付け、たうえで組織編成・構造改革を実施し、企業価値の最大化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
飯島 雅宏	352,700	15.47
荻戸 道人	318,200	13.96
Sound Service Musikanlagen-Vertriebsgesellschaft mbH(常任代理人 佐藤 明夫)	150,000	6.58
ズーム社員持株会	144,688	6.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	112,600	4.94
松尾 泉	105,000	4.61
S.E.Goodman Holdings, LLC(常任代理人 佐藤 明夫)	75,000	3.29
Scott Rudolph(常任代理人 佐藤 明夫)	75,000	3.29
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	66,000	2.89
時津 昭彦	59,600	2.61

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
横山 和樹	公認会計士											
高橋 鉄	弁護士											
山根 深	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横山 和樹	○	○	――	公認会計士・税理士の資格を有しており、会計・税務面について豊富な知識を有していることから、その経歴と経験を生かして広範かつ高度な視野で監査を頂くためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない独立役員として適任と判断しております。

高橋 鉄	○	○	——	弁護士の資格を有しており、法律に関する豊富な知識を有していること、及び上場会社の社外役員を長く務められており経営に関する深い見識があることから、その経歴と経験を生かして広範かつ高度な視野で監査を頂くためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。 当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない独立役員として適任と判断しております。
山根 深	○	○	——	公認会計士・税理士の資格を有しており、会計・税務面について豊富な知識を有していることから、その経歴と経験を生かして広範かつ高度な視野で監査を頂くためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したものであります。 当社と同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない独立役員として適任と判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会規程及び、監査等委員会監査規程により、アドミニストレーションディヴィジョン内に監査等委員会事務局を置き、事務局内に補助使用人を置くこと定められており、現在はジェネラルアフェアグループ所属の社員1名が監査等委員会の専任の補助使用人となっております。 業務執行取締役からの独立性を維持するために、監査等委員会監査規程において下記の事項を規定しております。 ・補助使用人は、監査等委員でない取締役その他業務執行者から独立性を有し、補助使用人としての職務を遂行する際は、監査等委員でない取締役その他業務執行者からの指揮命令を受けないものとする。 ・会社が補助使用人に対し人事異動又は懲戒処分等を行う場合は、事前に監査等委員会の同意を得なければならない。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査等委員会と会計監査人は、会計監査人から監査方針及び監査計画を聴取し、監査結果の報告を受けることにより、また、内部監査担当者と会計監査人は、会計監査人の往査時に適宜意見交換を行うことにより、相互に連携を図っております。監査等委員会と内部監査担当者は、監査等委員による内部監査への立合いや発見事項の共有などを通じて情報交換及び意見交換を行うことにより、監査の実効性確保に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項
独立役員の資格を満たす社外取締役3名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の株価との連動性を高め、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的にストックオプションを付与しております

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

上記のストックオプションの導入の目的により、社内取締役及び従業員に対してストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の開示は行っておりませんが、全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は監査等委員会の上の承認を得たうえで取締役会にて、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役としての職務に役立つセミナーや業界団体について情報を提供するとともに、積極的に参加を促しております。また、社外取締役からの問い合わせや面談の依頼については優先的に対応するように心がけております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会及び監査等委員会を設置しており、また、重要な意思決定を行う会議体として経営会議を設置するとともに、日常的な業務の監視として内部監査担当を設置し、対応を行っております。これら各機関の相互連携により経営の健全性、効率性を確保できるものと認識しております。

1. 取締役会

当社の取締役会は、毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営の基本方針や重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。

また、法令、定款に定められた事項のほか、経営状況や予算と実績の差異分析など経営の重要項目に関する決議・報告を行っております。

なお、当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額としております。

2. 監査等委員会

当社の監査等委員会は監査等委員である取締役3名で構成されており、3名全員が社外取締役であります。また、監査等委員会監査の実効性を担保するため、アドミニストレーションディヴィジョン内に監査等委員会の事務局を設け、専任の補助者を配置しております。各監査等委員は、監査等委員会で定めた監査の基本方針・監査計画に従い、取締役会と経営会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧及び内部監査部門の報告や関係者の聴取などにより、取締役の業務執行及び内部統制についての監査を実施しております。

3. 経営会議

経営会議は、毎週1回開催され、執行役員をコアメンバーとし、監査等委員会で指名された監査等委員をオブザーバーとして、経営に関する重要事項の討議の他、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置づけております。各執行役員は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合には経営会議へ報告することとなっております。

4. 内部監査担当者

当社は、法令及び内部監査規程を遵守し、適正かつ効率的な業務運営に努めております。

当社は独立した内部監査室は設置していませんが、代表取締役直轄のビジネスプランニンググループに所属する内部監査担当者2名が自己の所属する部門を除く業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。また、ビジネスプランニンググループの監査は他部門の

責任者が内部監査担当者として実施することにより、監査の独立性を確保しております。

5. 内部監査及び監査等委員会監査

内部監査は、ビジネスプランニンググループに所属する内部監査担当者が担っており、社内の業務が社内規程や法令に遵守して行われているかについて、内部監査規程及び内部監査計画に基づき、定期及び特命監査を実施することにより、会社の不正・誤謬の防止並びに業務の改善を図っております。

内部監査は当社の全部門及びすべての関係会社を対象としており、海外の関係会社に対しても重要な関係会社に対しては毎年往査(その他の関係会社に対してはローテーションで往査。往査しない年は書面監査)をおこなっております。

また、内部監査担当者は、監査結果について代表取締役へ報告するとともに、被監査部門に対する具体的な改善案の指示とフォローアップを行っております。

監査等委員会監査については、各監査等委員が取締役会への出席や経営者への定期的なヒアリング等を通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。また、監査等委員のうち1名は、毎週開かれる経営会議の開催日その他監査に必要な日数だけ来社し、各種文書の閲覧や担当者へのヒアリング等により、各部門に対して定期的な監査を実施しております。また、常勤の監査等委員がいないため、監査等委員会の職務を補助するために監査等委員会事務局に専任の補助者を1名配置し、監査の実効性の確保に努めております。

6. 会計監査の状況

有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けております。監査業務を執行した公認会計士は下記のとおりであり、継続監査年数が7年を超える者はありません。

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石井 哲也

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 努

7. 内部監査、監査等委員会監査、会計監査人監査の連携

監査等委員会と会計監査人は、会計監査人から監査方針及び監査計画を聴取し、監査結果の報告を受けることにより、また、内部監査担当者と会計監査人は、会計監査人の往査時に適宜意見交換を行うことにより、相互に連携を図っております。監査等委員会と内部監査担当者は、監査等委員による内部監査への立合いや発見事項の共有などを通じて情報交換及び意見交換を行うことにより、監査の実効性確保に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。この目的は、複数の社外取締役を採用することで、取締役会の監督機能を強化することにあります。当社の社外取締役はいずれも独立役員であり、その監督機能を十分に発揮するために、定期的開催される取締役会及び監査等委員会に出席して意見交換を行っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避し、3月26日に開催いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	開催日時、開催場所及び目的事項の英訳を作成し、日本語版の招集通知の開示後速やかに、当社ウェブサイト(英語版)に掲載しております。
その他	株主総会招集通知については、法定期日の3日前である3月8日に発送いたしました。 当社ウェブサイトには、招集通知に加えて、トップメッセージ、中期経営計画、当社の戦略、ビジネスモデルを掲載しています。また、図表を用いた決算補足説明資料や決算説明会で使用した資料を適時に掲載し、投資家の皆様にわかりやすい情報を速やかに提供できるよう、努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、アナリスト・機関投資家向けの説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトには投資家向けのページを設けて、決算短信、有価証券報告書又は四半期報告書等の適時開示書類、及び決算説明会で使用した資料等を適時に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	ジェネラルアフェアグループが所管いたします。	
その他	2019年1月に、個人投資家向け合同企業説明会に参加いたしました。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程 第4章において、会社とステークホルダーとの関係を規定しています。なお、コンプライアンス規程に沿った行動を実践するために、コンプライアンス・マニュアルを作成し、役員及び従業員に配布しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コンプライアンス規程 第19条において、積極的かつ公正に情報を開示することを定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社において内部統制システムとは、コーポレート・ガバナンスのフレームワークを具現化するマネジメントシステムであり、法令遵守・リスク管理・業務の効率化・適正な財務報告等を達成するために、経営活動に携わる人々の行動を統制する重要な仕組みと位置づけております。この行動原理・原則に沿って、当社は、下記の内部統制の基本方針を取締役会において決議しております。

1. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- (1) 当社は、各取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保管及び管理する。
- (2) 当社の取締役及び監査等委員は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

2. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、コンプライアンス、情報セキュリティ、環境、災害対応、品質、輸出管理等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- (2) 当社及び当社子会社の事業経営に関連して生じうる損失の危険、例えば主要な取引契約や法的措置に関連して生ずる損失については、「経営会議」において議題として設け、必要に応じて損失の危険に繋がる要素を回避する方策を決定する場とする。
- (3) 内部監査担当は、各部門(当社子会社を含む)のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役에게報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

3. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は月に1回定期的に、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、連結ベースの中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- (2) 各部門においては、「業務分掌・職務権限規程」及び「組織規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程等に準じた組織規程・職務分掌規程等の整備を行わせるものとする。

4. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- (2) 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌・職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- (3) コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査等委員に対して報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- (4) 代表取締役直轄の内部監査担当を設置し、各部門及び子会社の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査等委員に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとする。
- (5) 社会の秩序を乱し安全を脅かす反社会的勢力との関係を一切遮断し、毅然とした態度を持って対応に臨み、健全な企業経営に努める。そのために、反社会的勢力への対応や方針を社内的に整備し、警察や法律専門家等の社外機関との連携を図る。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団(以下、「当企業集団」という。)における業務の適性を確保するための体制

- (1) 当企業集団の経営については「関係会社管理規程」に基づき、コンプライアンス遵守状況等に係る報告等を適宜受け、啓発できる体制を構築する。
- (2) 当企業集団との利益相反取引については、可及的に市場価格での取引とし、当社の利益を損ねない方策を講じる。

6. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項並びにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員は、アドミニストレーションディヴィジョン所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書類等の重要な文書を閲覧し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- (2) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査等委員に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (3) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うこととする。

8. 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当企業集団の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行う事を禁止し、その旨を当企業集団の取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 当社の監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行う。

- (2) 監査等委員は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- (3) 監査等委員は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の代表取締役である飯島雅宏は、かねてより反社会的勢力とは断固として関係を持たないという信念を有しており、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、このような信念の持主であることから、取締役会、経営会議等において、折に触れ、自ら注意を促しております。その結果、特に各営業部門の新規取引先との取引開始時には、契約書に暴排条項を盛り込むほか、外部の調査機関において調査を実施したうえで取引開始を実行するなど、営業体制を確立しております。

また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、管理関係部署の社員を中心に積極的に参加し、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。また、当社は、社会の秩序を乱し安全を脅かす反社会的勢力との関係を一切遮断し、毅然とした態度を以って対応に臨み、健全な企業経営に努める、との方針のもと、「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を定めました。また、弁護士資格を有する法務担当責任者が、コンプライアンス研修を立案、実施しています。社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体として経営会議を毎週1回開催しています。仮に、反社会的勢力から不当要求がされた場合には、法務担当責任者を中心に検討し、経営会議で対応と対策を協議いたします。

その他

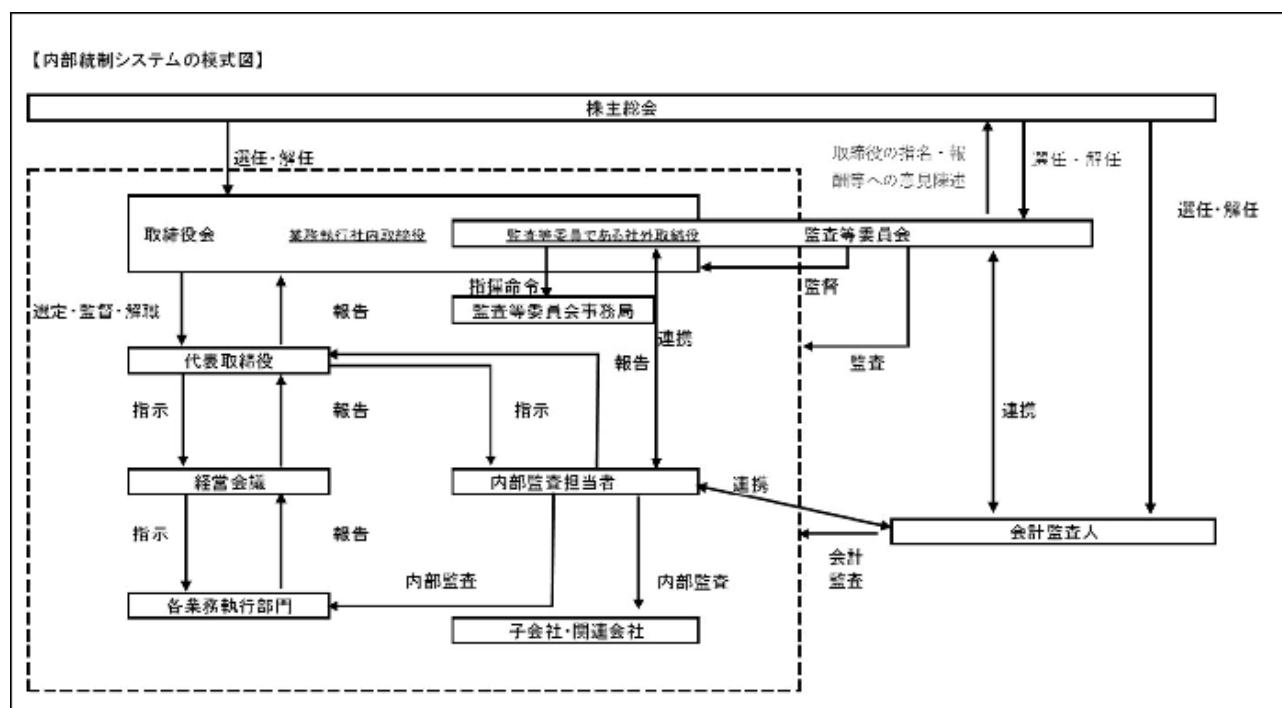
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

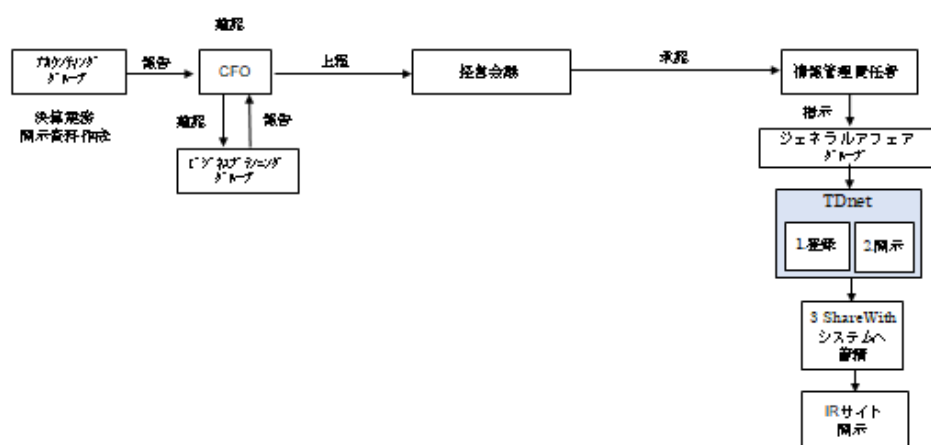
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示に係る体制図 決算】



【適時開示に係る体制図 決定事実・発生事実等】

